

2 郡包第 3 3 2 7 号
令和 3 年 1 月 2 2 日

各高齢者施設等の管理者 様

郡山市保健福祉部長
(公 印 省 略)

施設内新型コロナウイルス感染症患者発生における対応について (依頼)

福島県内の新型コロナウイルス感染症患者 (以下「感染症患者」という。) の発生状況は、昨年 12 月から感染拡大のペースが加速し、1 月にはさらに増加傾向が続いております。本市におきましても市外の患者や帰省後感染が判明した方との濃厚接触による感染が確認されるケースが続いております。

このため、県内の新型コロナウイルス感染症の即応病床の占有率は 90%を超えており、介護等高齢者入所施設や障がい者入所施設 (以下「高齢者施設等」という。) において感染症患者が発生しても即時入院が困難な状況となっております。

このことから、本市保健所では、高齢者施設等において施設職員や入所者が感染した場合の初期対応について、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

今後におきましても新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

1. 職員・入所者の感染が確認された場合の初期対応について

(1) 職員が感染症患者と確認された場合

- 感染が確認された職員の入院を手配いたします。(入院する医療機関が決定するまで、自宅療養をお願いいたします。)
- 施設内のすべての職員と入所者の P C R 検査を速やかに実施いたします。
- P C R 検査結果が判明するまでの間、発熱等症状を有する職員は自宅待機をお願いします。
- P C R 検査が陰性と判明した職員で、本市保健所が施設内感染者患者の濃厚接触者と判定した方は、感染症患者と接触した日から、14 日間自宅等での療養をお願いします。

なお、濃厚接触者と判定されなかった職員は勤務して差し支えありません。ただし、感染症患者と接触した日から、14 日間健康観察を行い、発熱等症状が発現した場合速やかに医療機関への受診、または本市保健所に連絡をお願いします。

(2) 入所者が感染症患者と確認された場合

- 感染が確認された入所者の入院を手配いたします。(入院する医療機関が決定するまで、個室での隔離またはそれと同等の方法で他の入所者と隔離をお願いします。)
- 施設内のすべての職員と入所者のPCR検査を速やかに実施いたします。
- PCR検査結果が判明するまでの間、発熱等症状を有する入所者は個室での隔離またはそれと同等の方法で他の入所者と隔離をお願いします。
- PCR検査が陰性と判明した入所者で、本市保健所が施設内感染者患者の濃厚接触者と判定した方は、感染症患者と接触した日から、14日間個室での隔離またはそれと同等の方法による環境での療養をお願いします。
- 入院が決定した場合の患者搬送については、本市保健所が要介護者搬送に適した車両を有していないことから、施設の車両等による搬送をお願いします。
なお、施設による搬送が困難な場合、別記担当がご相談をお受けいたします。

2. 高齢者施設等における施設内感染拡大防止の対応について

(1) 施設職員や入所者のPCR検査について

- 発熱等症状のある方は、速やかに市内医療機関で受診のうえ、PCR検査を受けることをお願いします。
- 感染症患者の集団的発生（クラスター）が多発している状況では、本市保健所が高齢者施設等を対象にPCR検査を実施する場合がありますので、その際は、ご協力をお願いします。

(2) 感染した（疑いのある）入所者の個室管理等について

- 感染が確認された入所者が入院するまでの間、及び感染の疑いがある入所者のPCR検査が判明するまでの間、他の入所者と隔離するための場所を予め確保するようお願いします。

(別記)

連絡先

介護施設	介護保険課	924-3021
障がい者施設	障がい福祉課	924-2381
上記以外の高齢者施設	健康長寿課	924-2401